

市営住宅のご案内

恵庭市建設部住宅課

TEL 3 3 - 3 1 3 1 (内線 2542・2543)

1. 市営住宅の種類

市営住宅には、公営住宅法に基づく公営住宅と住宅地区改良法に基づく改良住宅の2種類があります。

(1) 公営住宅

①簡易耐火構造（ブロック造）

団地名	建築年	室構造	管理戸数	所 在
柏陽団地	S46~50	平家2DK	90	柏陽町1丁目11~12番 柏陽町4丁目1~2番,13~16番
		平家3DK	94	
	S48~52	2階建2DK	35	
		2階建3DK	109	
若草団地	S53・S58~59	2階建3DK	28	中島町2丁目1番
寿第2団地	S41~42	平家2DK	37	島松寿町2丁目22番、33番
寿第3団地	S49~50	平家2DK	4	島松寿町2丁目28番
		平家3DK	18	

②中層・高層耐火構造（鉄筋コンクリート造）

団地名	建築年	室構造	管理戸数	所 在
旭団地	S52~54	4・5階建3DK	166	緑町2丁目4番（1~3号棟）
				緑町2丁目5番（4・5号棟）
桜町団地	H3~10	3・4階建2K	36	桜町2丁目8番（1~3号棟） 桜町2丁目5番（4~8号棟） 桜町2丁目3番（9~12号棟）
		3・4階建2DK	92	
		3・4階建2LDK	8	
		3・4階建3LDK	92	
有明団地	H元	3階建2K	9	有明町1丁目13（1・2号棟）
		3階建2DK	12	
		3階建3LDK	12	
寿第1団地	S54・55	5階建3DK	40	島松寿町2丁目21-1（1・2号棟）
	H14	6階建1LDK	3	島松寿町2丁目9-1（3号棟）
		6階建2LDK	5	
恵み野 南団地	S60	4階建3LDK	24	恵み野南1丁目1番3（1・2号棟）
	H13	3階建2DK	6	
		3階建2LDK	6	
		3階建3LDK	12	
恵央団地	H15	4階建1LDK	8	恵央町9番1（1号棟）
		4階建2LDK	12	
		4階建3LDK	12	
	H16・17	5階建1LDK	11	恵央町9番1（2・3号棟）
		5階建2LDK	20	
		5階建3LDK	49	
	H19	5階建1LDK	6	恵央町18番（4号棟）
		5階建2LDK	20	
		5階建3LDK	9	
H25	5階建1LDK	6	恵央町18番（5号棟）	
	5階建2LDK	20		
	5階建3LDK	9		

(2) 改良住宅

①中層耐火構造（鉄筋コンクリート造）

団地名	建築年	室構造	管理戸数	所 在
福住団地	S56	4階建3DK	32	福住町1丁目7番2（1・2号棟）

2. 市営住宅の入居資格について

(1)入居資格

次のすべてにあてはまる必要があります。

- 現に住宅にお困りの方（持ち家のある方は申込みできません）
- 恵庭市内に住所または勤務場所のある方
- 現に同居し、または同居しようとする親族のある方（結婚予定の方は、市で指定する日までに入籍の出来る方）
- 法律で定める収入基準にあてはまる方
※詳しくは「(12)収入基準」の項目をご覧ください
- 入居者及び同居者が市税（市民税、国保税、固定資産税、軽自動車税）に滞納がないこと
- 入居者及び同居者が暴力団員でないこと

(2)単身者で入居できる方

- 60才以上の方
- 生活保護を受けている方
- 身体障害者手帳1～4級をお持ちの方など

(3)申込み方法

入居募集は、年3回程度行います（空家がある場合）。募集の都度申込期間を設定しますので、その申込期間中にお申込みください。

募集内容は、「広報えにわ」及び恵庭市ホームページ

（<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>）に掲載するほか、窓口や電話でもご案内しています。

なお、募集していない住宅への申込みはできませんのでご了承ください。

申込み後は、公開抽選により入居者を決定します。

(4)申込みに必要なもの

- 入居申込書
- 印鑑
- 収入を証明するもの
- (例) 源泉徴収票、給与証明書、確定申告書の写し、年金の源泉徴収票、年金の改定通知書、失業直後の方は離職票、雇用保険受給資格証、会社からの退職証明書など

(5)公開抽選

申込者が募集戸数を上回る場合は、公開抽選により入居者を決定します。申込みの際に各自の抽選番号をお知らせいたします。抽選会で、その番号が出れば当選となります。

(6)当選率の引上げ方法

申込者が1年（1年度以内に2回以上申込みした場合についても、当該年度は1回として計算する。）以上連続して落選している場合は、連続して落選している年数に応じて、次のとおり当選率を引き上げることとします。

（1）初年の申込者は抽選球を1個とし、2年目以降、連続して落選した年数が1年増える毎に下記のとおり抽選玉を1個ずつ追加します。

◎1年落選…抽選玉2個 ◎2年落選…抽選球3個

◎3年落選…抽選球4個 ◎4年落選…抽選球5個

以降落選回数が1回増える毎に抽選球を1個ずつ追加します。

（2）1年度内に1度も申込みがなかった場合、次年度の申込みでは、初年の申込者と同様の扱いとなります。

(7)入居が決まってから

- 入居を許可された方は、入居手続き期限までに市営住宅入居請書に本人及び緊急連絡先となる方の連署と、本人の印鑑証明書を提出していただきます。
- 敷金（家賃の2ヶ月分）を納めていただきます。
- 駐車場を使用する方は、市営住宅駐車場使用申込書を提出していただきます。
- 入居する月の家賃は、入居許可日からの家賃となります。
- 家族全員の住民票を提出していただきます。
- その他必要に応じた書類
 - ① 婚約証明書
 - ② 健康保険証
 - ③ 現在住んでいる住宅の賃貸契約書の写し
 - ④ 持ち家の売買契約書など
- 入居許可日から10日以内に市営住宅へ転居していただきます。

(8)申込みにあたっての注意

- 申込書に記載されていない方は入居できません。
- 申込みに偽りがあることが判明したときは失格となります。
- 単身者が父母の扶養になっている兄弟を呼び寄せたり、家族を不自然に分割しての申込みはできません。
- ペットは飼えません。（入居後のトラブルの原因となるため）

(9)家賃

世帯全員の収入、住宅の規模、築年数などの要素を基に計算し、毎年度ごとに家賃を定めます。収入を把握するために入居後も毎年収入の申告をしていただきます。

(10)駐車場料金

団地により、月500円又は月2,500円

(11)共益費

- 中層・高層住宅に入居する場合は、共益費がかかります。
 - 階段や廊下などの電気代
 - 共同部分のガラス・蛍光灯代など
- ※団地によっては草刈り・除雪を業者委託しているところもあり、金額はそれぞれの棟によって異なります。

(12)収入基準

一般世帯は政令月収158,000円以下（福住団地のみ114,000円以下） 裁量階層世帯は、政令月収214,000円以下

- 裁量階層とは、次のいずれかに該当する世帯です。
 - ① 入居者及び同居者のいずれもが60歳以上の場合
（同居者のいずれもが18歳未満である場合を含む）
 - ② 小学校就学前の子供がいる場合
 - ③ 入居者又は同居者に障がい者（身体障害者手帳1級から4級まで、療育手帳A又はB）がいる場合

政令月収の計算方法
 $(年間所得金額 - 控除額) \div 12ヶ月 = 政令月収$

※入居する方全員の所得を
 合算させます。

<控除額>

同居親族（別居扶養親族を含む）	= 380,000円
老人扶養親族（70歳以上）	= 100,000円
特定扶養（16歳以上23歳未満）	= 250,000円
特別障害者（1・2級）	= 400,000円
普通障害者（3級以下）	= 270,000円
寡婦（夫）（所得金額500万円以下）	= 270,000円

政令月収は、収入により8段階に分かれます。

収入基準表

収入分位	政令月収	
1	0 ~ 104,000円	
2	104,001 ~ 123,000円	
3	123,001 ~ 139,000円	
4	139,001 ~ 158,000円	一般世帯該当
5	158,001 ~ 186,000円	
6	186,001 ~ 214,000円	裁量階層世帯該当
7	214,001 ~ 259,000円	
8	259,001 ~	

収入基準早見表

(1) 給与所得者（所得者が1人の場合）

家族	一般世帯の収入	裁量階層世帯の収入
1人	2,967,999円以下	3,887,999円以下
2人	3,511,999円以下	4,363,999円以下
3人	3,995,999円以下	4,835,999円以下
4人	4,471,999円以下	5,311,999円以下
5人	4,947,999円以下	5,787,999円以下

※寡婦(夫)や障害者等の控除を受ける世帯は、左記の表よりも基準が高くなりますのでご相談ください。

※年金を受けている方、収入のある方が2人以上の場合は、ご相談ください。

(2) 事業所得者（年間所得金額）

家族	一般世帯	裁量階層世帯
1人	1,894,800円以下	2,567,200円以下
2人	2,275,600円以下	2,948,000円以下
3人	2,653,600円以下	3,325,600円以下
4人	3,034,400円以下	3,706,400円以下
5人	3,415,200円以下	4,087,200円以下

※制度改正などにより変更となることがありますので、詳細は住宅課までお問合せください。

(13) その他

① 公募の例外

以下の事由等による場合は、公募を行わずに入居させることができます。

- 災害による住宅の滅失
 - 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
 - 公共事業の執行に伴う住宅の除却
 - 既存入居者の同居者の人数に増減があったとき
 - 既存入居者及び同居者が加齢、病気等により日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったとき
 - 既存入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること
- ※①は2ページの「(1)入居資格」及び「(2)単身で入居できる方」の要件が必要です。

※なお、詳細については住宅課に問い合わせください。